

東京医療保健大学大学院看護学研究科特定行為研修管理委員会規程

(趣旨)

第1条 東京医療保健大学大学院看護学研究科看護学専攻における特定行為研修に関する事項を審議立案するとともに、特定行為研修の実施を統括管理するため、大学院看護学研究科特定行為研修管理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(委員)

第2条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 看護学研究科長。
- (2) 東が丘・立川看護学部長。
- (3) 東が丘事務部長。
- (4) 看護学研究科看護学専攻に所属する専任教員であり看護学研究科教授会において任命する教員。
- (5) 看護学研究科長が推薦し、大学経営会議において任命する医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療関係者。

(任期)

第3条 前条の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

- 2 前項の委員に欠員が生じた時は、その都度補充する。この場合における委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長等)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、看護学研究科教授会において任命する。

(審議事項)

第5条 委員会は、次の事項について審議立案する。

- (1) 特定行為研修の実施の統括管理に関する事項
- (2) 特定行為研修の実施内容に関する事項
- (3) 特定行為研修の履修・修了に関する事項 等

(事務)

第6条 委員会に関する事務は、東が丘事務部が行う。

附則 この規程は、平成27年7月15日から施行する。

附則 この規程は、平成30年4月1日から施行する。